SNS・掲示板で誹謗中傷を受けた方へ

発信者情報開示請求 準備チェックリスト

SNSや掲示板で誹謗中傷を受け、投稿した人を特定したいと考えている方のためのチェックリストです。投稿者の特定（発信者情報開示請求）は、最初の数日の動き方で結果が大きく変わります。弁護士に相談する前でも、ここに挙げた順に確認しておけば、手続に必要なものを失わずに済みます。

通信記録の保存期間（目安）

3〜6か月

事業者によってはより短い

まず知っておいてほしい「期限」

投稿者を特定するには、投稿に使われた通信の記録（アクセスログ）をたどります。この記録には法律上の保存義務がなく、一般に3〜6か月程度、事業者によってはそれより短い期間で消去されます。消えてしまうと、投稿者の特定は難しくなります。**被害に気づいたら、まず証拠を残し、できるだけ早く動き出すことが大切です。**

発信者情報開示の手続は、情報流通プラットフォーム対処法（2025年4月1日施行。旧プロバイダ責任制限法）に定められています。

やってはいけない3つのこと

当事務所への相談で特に多い、証拠が残らなくなる3つの失敗です。いずれも後から取り返すことができません。

NG 01

スマホのスクリーンショットだけで済ませる

スマホのアプリで撮った画面には、URLが写りません。URLが写っていない画面は、裁判で証拠として十分に扱われないおそれがあります。

NG 02

証拠を残す前に削除を申請する

削除されると、投稿の内容や公開されていた事実を証明できなくなります。削除の申請は、証拠を保存してからにしてください。

NG 03

焦って投稿者に直接連絡する

DMやリプライで連絡すると、相手が警戒して、投稿だけでなくアカウントごと削除することがあります。サイト側に残る登録情報まで失われることがあります。

このチェックリストの使い方

次のページから、確認すべき7項目を順に並べています。**1（証拠の保存）と6（削除申請・連絡の前に保存）は、ほかのどの項目よりも先に**行ってください。□に印を付け、メモ欄に書き込みながら進めると、そのまま相談時の資料になります。

01 画面全体を、URL・日時ごと保存する 最初に

なぜ必要か：開示の手続では、どの投稿が、いつ、どこに公開されていたかを示す必要があります。URLは投稿を特定し、開示を求める相手を決める手がかりにもなります。

- ☐ パソコンのブラウザで投稿を開き、ブラウザの枠（アドレスバー）を含めた画面全体を保存した
- ☐ URLが途中で切れていない。長いURLは別にテキストとしてコピーして保存した
- ☐ 投稿日時・アカウント名（ID）・投稿の全文が写っている
- ☐ 保存した日時（閲覧日時）をメモした
- ☐ 画像に加えて、ページをPDFでも保存した（印刷機能ではURLが欠けることがあるので仕上がりを確認）
- ☐ 投稿が複数あるときは1件ずつ保存した。スレッドの場合はスレッド名と投稿番号も写した
- ☐ 拡散されている場合は、リポスト（リツイート）数やコメントの状況も残した

> スマホしか手元にない場合は、スマホのブラウザで投稿を開き、アドレスバーにURLが表示された状態で保存し、URLもメモに貼り付けておいてください。できるだけ早くパソコンで保存し直すのが確実です。
> ストーリーズなどURLが表示されないサービスでは、アカウント名（ID）・投稿日時・投稿内容・閲覧日時が写るよう画面全体を保存してください。URLがなくても、投稿を特定できれば手続を進められる場合があります。

02 投稿からどれくらい経ったかを確認する

なぜ必要か：投稿者の特定に使う通信記録は、一般に3〜6か月程度、事業者によってはより短い期間で消去されます。経過期間によって、取れる手段が変わります。

- ☐ 投稿日と、投稿に気づいた日を書き出した
- ☐ 投稿から時間が経っている場合は、すぐに弁護士へ相談する

投稿日 年 月 日　　**気づいた日** 年 月 日

> 記録が消えていても、SNSなどでは登録された電話番号などから特定できる余地が残る場合があります。あきらめる前に確認してください。

03 投稿が自分（自社）のことだと、第三者に分かるかを確認する

なぜ必要か：権利の侵害が認められるには、投稿が誰のことか、読んだ人に分かることが必要です。

- ☐ 実名がなくても、ハンドルネーム・勤務先・地域・写真などから特定できるかを確認した
- ☐ 周りの人から「あなたのことでは」と言われた事実があれば、その内容と日時をメモした

04 どの権利が侵害されたかを整理する

なぜ必要か：開示が認められるには、権利侵害が明白であることが必要です。「明白」とは、投稿を正当化する事情（内容が真実で、公益目的があるなど）がうかがわれないことまで含むとされています。

- ☐ 侵害されたものを整理した：名誉（社会的な評価が下がった）、名誉感情（侮辱された）、プライバシー（私生活の情報をさらされた）、写真の無断使用など
- ☐ 名誉毀損の場合は、内容が事実と異なることを示す資料（契約書・記録・やり取りなど）をそろえた
- ☐ 仕事や生活にどんな影響が出たかをメモした

05 特定した後に何をしたいかを決める

なぜ必要か：開示を受けるには、損害賠償の請求など、開示を受ける正当な理由が必要です。開示を受けた情報は、目的の範囲を超えてむやみに使うことはできません。

- ☐ 損害賠償の請求、刑事告訴、再発防止の申入れなど、特定後にしたいことを決めた

特定後にしたいこと：

06 削除の申請や投稿者への連絡は、証拠を保存してから 最初に

なぜ必要か：先に削除されると、投稿の内容を証明できなくなります。投稿者に連絡すると、アカウントごと消されることがあります。また、開示命令の手続では投稿の削除を求めることはできません。削除も求める場合は、仮処分で開示と削除を同時に申し立てるなど、別の手当てが必要です。

- ☐ 1の保存が終わるまで、削除申請・通報・DM・リプライはしていない
- ☐ 削除と開示の両方を求めたい場合は、どちらをどの順で進めるか、弁護士と決める

07 期限に間に合ううちに、弁護士へ相談する

なぜ必要か：手続には、申立ての準備、相手方の対応、異議の期間などで時間がかかります。通信記録の保存期間との勝負になることが多い手続です。

- ☐ 1〜6で用意したものを持って、早めに相談する（持ち物は4ページ目を参照）

開示しても投稿者まで届かない場合

開示の手続は、すべての事案で投稿者本人にたどり着けるものではありません。次のような場合があることを、あらかじめ知っておいてください。

開示が認められない

投稿を正当化する事情（内容が真実で公益目的があるなど）がうかがわれる場合や、誰のことか第三者に分からない場合は、開示が認められないことがあります。

通信記録の保存期間が過ぎている

投稿から3〜6か月程度が過ぎて記録が消えていると、特定をあきらめざるを得ないことが多くあります。ただし、サイトによっては登録された電話番号などから特定できる余地が残る場合もあります。

投稿に使われた回線が個人に結びつかない

フリーWi-Fi、漫画喫茶、勤務先のWi-Fiなどから投稿されている場合、開示が認められても、分かるのは施設や会社までのことがあります。ネットカフェや勤務先の場合は追加の調査で利用者までたどれる例もありますが、フリーWi-Fiは手がかりが乏しく、特定はきわめて難しくなります。

プロバイダが応じない・手続に時間がかかる

開示命令が出ても、すぐには応じないプロバイダがあり、その場合は間接強制などの手続が別に必要になります。日本に登記のない海外法人が相手方の場合は、審尋などに時間がかかり、その間に通信記録の保存期間が過ぎてしまうおそれがあります。また、開示命令は決定から確定までに1か月の異議申立期間があり、異議の訴えが起こされれば手続はさらに長引きます。

開示手続の流れ

投稿者の特定は、通常、SNS・掲示板の運営者と通信事業者の2段階で進みます。2022年10月1日から、この2段階を一体的に進められる発信者情報開示命令の手続が使えるようになりました。従来の仮処分も引き続き使え、事案に応じて組み合わせます。



STEP 02
SNS・掲示板への開示請求

裁判所に開示命令または仮処分を申し立て、投稿に使われたIPアドレスなどの開示を求めます。投稿の削除も同時に求めたい場合などは、仮処分を使うことがあります。

STEP 03
通信事業者への開示請求

開示命令を申し立てて、契約者の氏名・住所の開示を求めます。格安SIMなど、その事業者が利用者と直接契約していない場合は、さらにもう一段の開示請求が必要になることがあります。

> 手続の途中で通信記録が消えないよう、提供命令や消去禁止命令を申し立てることができます。ただし、これらは自動的に出るものではなく、プロバイダが応じない場合や海外法人の場合には、間に合わないこともあります。

相談時に用意してほしいもの

- ☐ 保存した画面（画像・PDF）。データのまま持参
- ☐ 投稿日・投稿に気づいた日・保存した日のメモ
- ☐ 内容が事実と異なることを示す資料（名誉毀損の場合）
- ☐ 削除申請や投稿者への連絡をしていれば、その日時と内容
- ☐ 投稿のURLの一覧（テキスト）
- ☐ 投稿が自分（自社）のことだと分かる事情のメモ
- ☐ 仕事や生活への影響のメモ

難波みなみ法律事務所

代表弁護士 南 宜孝（大阪弁護士会）
〒542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋2-4-2 難波日興ビル403
LINE相談：https://lin.ee/wkTH64m　https://minami.law/

電話
06-6786-8103

この資料は一般的な情報をまとめたもので、個別の事案での結果を示すものではありません。個人での利用、学校・企業研修などでの共有、記事・ブログでの引用は自由です。引用・転載の際は、出典として当事務所の資料ページへのリンクをお願いします。